

長野県図書館協会専門研修「修了証」のポイント制について

長野県図書館協会専門研修の受講修了者に対する「修了証」申請に要するポイント制について、次のとおり定めたのでお知らせします。

平成20年7月31日

長野県図書館協会

1 施行規則等との対応関係並びに研修テーマとポイント配点数

図書館法施行規則第4条の科目等及び単位数 (日本図書館協会提起の単位数)	対象となる図書館職員等ステップアップ(専門)研修テーマ ( ・ 年度分から例示)	ポイント配点数
甲群 基礎科目関係 4(6) 図書館概論 図書館経営論 図書館情報学(情報)	図書館の運営 図書館のミッションと管理運営 に対する評価について	3
図書館サービス関係 7(10)		
図書館サービス論 情報サービス概説 レファレンスサービス演習 情報検索演習	レファレンスサービス 情報能力活力養成(その1・2) データベース・情報発信 サーチャーのための情報検索スキルアップ講習会	3
課題解決支援サービス 及び調べ学習・問題解決能力 養成	課題解決型図書館サービス 医療情報サービス 学び方を学ぶ 地域に役立つ図書館サービス 学び方を学ぶ基礎講座	3
児童サービス論(読書文化の 向上)	読書の力・読書案内等 ブックトークと著作権 学校図書館を授業に活かす工夫 子どもの発達と読書 魅力ある学校図書館づくり 読書ボランティア講座(中級講座)	3

	資料関係 図書館資料論 資料組織概説・演習 専門資料論	7(8)	パスファインダー等 パスファインダーの作りかたと NDL - OPAC の活用の仕方 資料をどう残すか、活用するか	3
小計	現行 (日本図書館協会提起 24 単位)	18 単位		15
	乙群 図書及び図書館史 資料特論 コミュニケーション論 情報機器論 図書館特論	5		
計	現行	23 単位		15

\* 乙群科目関係については、省令改正後検討する。

## 2 ポイント取得と「修了証」の申請等

- (1) 図書館職員等ステップアップ(専門)研修及び読書ボランティア講座(中級講座)を1回受講修了すると1ポイントを取得する。
- (2) テーマ別に合計15ポイントを取得した者は「修了証」の申請資格を得る。
- (3) 「修了証」は長野県図書館協会が認定する「上級司書」の要件となる。
- (4) 平成17年度以降の図書館職員等ステップアップ(専門)研修相当の受講修了者も、「修了認定証」の申請対象者とする。
- (5) 認定申請は本人からの申請主義による。申請様式等は別途定める。